

ライドシェアを容認する規制改革を行わないことを求める意見書

タクシーは、市民等にとって安心・安全で快適・便利な交通機関として、日常生活や地域の経済活動を支える役割を担っている。さらに最近では、足腰の弱い高齢者や車いすで移動に制限のある人、ベビーカーを利用する親子や妊産婦も含め、全ての人々にとって利用しやすいものとなるよう「ユニバーサルデザインタクシー」の導入も進められている。

一方、政府は、平成28年7月に、シェアリングエコノミー（インターネットを介して、使われていない個人の資産の貸し出しを仲介するサービス）が、新ビジネスの創出等に貢献しうるとして、シェアリングエコノミーの健全な発展に向け、民間団体等による自主的なルール整備をはじめとした必要な措置を検討するため、「シェアリングエコノミー検討会議」を設置した。同検討会議においては、自家用自動車を用いて有償で運送を行うサービス、いわゆるライドシェアについても議題とされているところである。

しかし、ライドシェアについては、同検討会議でも、道路運送法に抵触するタクシー類似行為に該当する可能性があることや、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かずに、自家用自動車のドライバーのみが運送責任を負う形態であるため、安全の確保や利用者の保護等の観点から大きな問題があることが指摘されている。

よって、国会及び政府においては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 市民の安心・安全に極めて大きな懸念のあるライドシェアを容認する規制改革を行わないこと。
- 2 公共交通の役割を担っているタクシーを、より安心・安全で利便性の高い交通機関として利用できるよう、必要な諸施策を講ずること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年（2017年）12月13日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、
内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（規制改革）

（提出者）自由民主党、民進党市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員
並びに無所属坂本きょう子議員及び
市民ネットワーク北海道石川佐和子議員